

議員提出議案第8号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成22年6月17日

提出者 西 口 広 信

賛成者 矢 奥 憲 一

〃 宮 内 正 厳

〃 福 中 眞 美

〃 角 田 晃 一

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和46年11月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び監査委員」を「、監査委員及び固定資産評価審査委員会」に改め、同条第2号中「、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を「及び農業委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。